

業務用冷凍空調機器

冷媒フロン類取扱技術者

更新講習

募集要綱

<書面申請用>

冷媒フロン・更新講習会

会場名 名古屋会場

開催会場 東桜会館 第2会議室

住所 461-0005

名古屋市東区東桜 2-6-30

電話 052-973-2223



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会



一般財団法人

日本冷媒・環境保全機構

1. 開催要領

(1) 更新講習対象者（更新案内書がお手元に届いた対象者）※

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者で、冷媒フロン類取扱技術者証の更新をする者は、現在お持ちの冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限の1年前より更新講習の受講が出来ます。

なお、受講せずに技術者証の有効期限が経過してしまった場合は、資格が失効することになりますが、有効期限の翌日から1年以内に更新講習を受講すれば技術者証の更新を受けることができます。

※有効期限より1年を経過した場合、原則、更新申請は出来ません。

※技術者証は受講日より3か月以内に送付します。更新講習会の受講は有効期限前までに行ってください。ただし、有効期限3か月前を切ってから更新講習を受講されますと、有効期限内に新しい技術者証が手元に届かない可能性があり、業務に支障をきたす場合があります。

そのため、有効期限3か月前までに更新講習を受講することをお勧めします。

(2) 講義内容等

1) 形態

- ① 第一種・第二種の技術者を分けずに、合同で開催します。
- ② 講習の最後に「修了考査」を実施します。

2) 講義時間

- ① 講習：120分
- ② 修了考査：30分

3) カリキュラム

(開始時間等は会場毎に異なります)

内 容	講義時間(分)
冷媒フロン類取扱技術者講習テキストの最新情報	120分
フロン排出抑制法のおさらい	
フロン排出抑制法以外の最新の法律動向	
修了考査	30分

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 更新申請書（様式10）

- ① 顔写真※1葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

※第一種の技術者は第一種用の更新申請書に、第二種の技術者は第二種用の更新申請書にご記入下さい。

2) 更新受講票（様式11）

- ① 顔写真※2葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

※「顔写真」は、更新申請書（様式10）と更新受講票（様式11）で合計3葉必要になります。

（更新講習修了後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3か月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし）で鮮明なものをご用意下さい。）

※第一種の技術者は第一種用の更新受講票に、第二種の技術者は第二種用の更新受講票にご記入下さい。

3) 添付書類（縮小等により①～③の書類を別のA4用紙に貼付して下さい。）

- ① 第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者証の写し
- ② 更新申請料の振込み控え（写）
- ③ 身分を証明する以下のいずれかの書類等

（A4用紙に氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も併せてコピーして下さい。）

- ① 住民票：住民票のコピーでも有効とします。
- ② 運転免許証の写し：現住所の記載が表面にない場合は、裏面も必ずコピーして下さい。
- ③ 健康保険証の写し：現住所の記載が表面にない場合は、裏面も必ずコピーして下さい。
- ④ パスポートの写し：現住所の記載がある部分も必ずコピーして下さい。

(2) 申込方法

角2封筒（A4用）に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（書留や特定記録等）で郵送して下さい。（封筒の前面に「第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習提出書類 在中」と明記して下さい。） 提出先：各主催団体等へ直接お問い合わせ下さい。

講習会費用（消費税込み）

更新対象者	WEB 申請者	郵送による書面申請者
有効期限の1年前から有効期限内に受講する者	15,400円	16,500円
有効期限の翌日から1年以内に受講する者	18,700円	19,800円

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*更新申請料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程第一種又は第二種運営要領第28条第3項に該当する場合は、同運営要領第29条の規定に従い更新申請料を返還します。

(3) 更新申請料振込先

三菱UFJ銀行 栄町支店(281) 普通預金 0249881
(一社)中部冷凍空調設備協会

(4) 更新受講票の送付について

受講申込者には、提出書類を確認し不備がなければ、更新申請料の入金確認後「更新受講票」を受講日の10日前までに送付します

(5) 更新申請書等送付先・問い合わせ先

460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-7-14
(一社)中部冷凍空調設備協会
電話 052-263-5067

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査（自己採点）

講習の最後に修了考査を実施します。

(2) 技術者証の交付

更新講習修了者には、第一種冷媒フロン類取扱技術者は(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(略称：日設連)、第二種冷媒フロン類取扱技術者証は(一財)日本冷媒・環境保全機構(略称：JJRECO)より交付します。新技術者証が届きましたら、旧技術者証は破棄をお願いいたします。技術者証の送付は受講日より3か月以内になります。

(3) 技術者のデータベース化

更新講習修了者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者は日設連のホームページに、第二種冷媒フロン類取扱技術者はJRECOのホームページに公表します。

公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県市区町村名、有効期限です。

4. 冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合

(1) 更新講習受講証明書

更新講習受講者は更新講習を受講するために、「冷媒フロン類取扱技術者証」が必要になります。「冷媒フロン類取扱技術者証」を紛失している場合は、更新講習を受講するための証明として、「更新講習受講証明書」を交付します。ただし、「更新講習受講証明書」は、更新講習を受講するための証明書であって、冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保するものではありません。(必要な場合は、「冷媒フロン類取扱技術者証」を再交付申請して下さい。)

(2) 更新講習受講証明書申込方法

「更新講習受講証明書」の交付を希望する場合は、「更新講習受講証明申請書」(様式12)を提出書類に同封のうえ、ご送付ください。なお、日設連又はJRECOから「更新講習受講証明書」を送付する際の送料(520円※)はご負担下さい。

※送料は実費(レターパックプラスの送料)。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会及び(一財)日本冷媒・環境保全機構は、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者（以下、「冷媒フロン類取扱技術者」という）の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 冷媒フロン類取扱技術者の技術者証等の再発行、更新講習のため
- 4) 冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 技術者制度のデータベースのため
- 6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6. 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第一種）運営要領（抜粋）

（更新手続き）

第 27 条 規程第 25 条の規定により、更新講習を受講する者は、WEB 申請（インターネット申請）又は書面申請（更新申請書（様式 10）・更新講習受講票（様式 11）に第一種冷媒フロン類取扱技術者証（写）及び身分を証明する書面等を添付し送付）により申請する。

- 2 前項の書類に不備がなく、かつ更新申請料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した更新講習受講票を交付する。
- 3 受講者は、更新講習受講の際に、更新講習受講票を携行し、現に所有している技術者証を持参しなければならない。
- 4 第一種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合、更新講習を受講するための証明として、更新講習受講証明書を交付する。ただし、書面申請の場合、更新講習受講証明申請書（様式 12）を日設連事務局まで届出するものとする。

（更新申請料）

第 28 条 更新申請料は、15,000円（税別）とし、規程第 28 条の規定により特例で更新する場合の更新申請料は、以下とする。

- (1) 規程第 28 条第 1 項の規定により更新申請をする場合は、18,000円（税別）とする。
- (2) 規程第 28 条第 2 項の規定により更新申請をする場合は、15,000円（税別）とする。
- 2 更新申請料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の更新申請料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。
 - (1) 日設連又は共催者の責に帰すべき事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - (2) 受講者の責によらない事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講申込み後、更新講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったときただし、返還する場合は、更新申請料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（更新申請料の返還）

第 29 条 前条第 3 項に規定する更新申請料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第 3 項（1）の場合は、0円
- (2) 前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、更新講習受講票交付以前においては、返還に係る費用。更新講習受講票交付後においては、3,160円（税込）と返還に係る費用。

7. 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第二種）運営要領（抜粋）

（更新手続き）

第 27 条 規程第 25 条の規定により、更新講習を受講する者は、WEB 申請（インターネット申請）又は書面申請（更新申請書（様式 10）・更新講習受講票（様式 11）に第一種冷媒フロン類取扱技術者証（写）及び身分を証明する書面等を添付し送付）により申請する。

- 2 前項の書類に不備がなく、かつ更新申請料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した更新講習受講票を交付する。
- 3 受講者は、更新講習受講の際に、更新講習受講票を携行し、現に所有している技術者証を持参しなければならない。
- 4 第二種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合、更新講習を受講するための証明として、更新講習受講証明書を交付する。ただし、書面申請の場合、更新講習受講証明申請書（様式 12）を JRECO 事務局まで届出するものとする。

（更新申請料）

第 28 条 更新申請料は、15,000円（税別）とし、規程第 28 条の規定により特例で更新する場合の更新申請料は、以下とする。

- (1) 規程第 28 条第 1 項の規定により更新申請をする場合は、18,000円（税別）とする。
- (2) 規程第 28 条第 2 項の規定により更新申請をする場合は、15,000円（税別）とする。
- 2 更新申請料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の更新申請料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。
 - (1) 日設連又は日冷工又は共催者の責に帰すべき事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - (2) 受講者の責によらない事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講申込み後、更新講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったときただし、返還する場合は、更新申請料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（更新申請料の返還）

第 29 条 前条第 3 項に規定する更新申請料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第 3 項 (1) の場合は、0円
- (2) 前条第 3 項 (2) 及び (3) の場合は、更新講習受講票交付以前においては、返還に係る費用。更新講習受講票交付後においては、3,160円（税込）と返還に係る費用。

更新申請（書面申請）までの流れ

「更新案内」の入手

日設連（第一種）、JRECO（第二種）より、更新案内を送付します。
更新講習会の開催予定は日設連ホームページより確認して下さい。www.jarac.or.jp

「更新申請書等」の入手
（更新講習の募集要綱）

入手先：書面申請を希望する場合は、各会場の指定団体より入手して下さい。

「更新申請書等」の作成
・添付書類の準備

更新申請料：頁2（3）更新申請料参照
（振込手数料は、受講者の負担）

「更新申請書等」の送付
（配達記録が残る方法で送付）

送付先や締切日は各会場で異なります。
・定員になり次第締切ります。

申請書類の確認

書類に不備がある場合は、受講できない場合があります。

受講票の送付

受講日の10日前までに送付します。
講習に関する注意事項を同封します。

講習
修了考査（講習終了後）

講習：120分
考査：30分
（開始時間等は講習会毎に異なります）

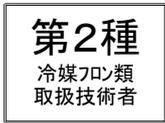
・技術者証の送付

技術者証は、受講日より3か月以内に送付します。

（注）技術者証の有効期間は、5年間です。



業務用冷凍空調機器
**第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
 更新申請書**



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 御中

標記講習を受講したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

冷媒フロン類取扱技術者証の有無 有 無

- ・技術者証の有無にチェックを入れる。
- ・技術者証を紛失している場合は、更新講習受講証明書を発行し、送付します。
- ・「更新講習受講証明書」を送付する際の送料(520円)はご負担いただきます。

写真貼付欄
 (カラー写真)
 正面无帽
 3か月以内撮影
 対角3×3コ2.4cm
 1枚貼付
 裏面に氏名記入

撮影年月
 (西暦で記入)
 20 年
 月

申込日: 年 月 日

受講希望会場 会場名: 第 回 名古屋会場 [受講日 年 月 日]

技術者証番号 2- - - 有効期限 西暦 年 月 日

ふりがな 氏名 性別 男 女 生年月日 西暦 年 月 日

ふりがな 現住所1 (都道府県名から記入) 〒 - 都道府県

ふりがな 現住所2 (建物名、部屋番号など)

電話番号など 電話 () FAX () E-mail

ふりがな 勤務先名

部署名 役職名

勤務先住所1 (都道府県名から記入) 〒 - 都道府県

勤務先住所2 (建物名、部屋番号など)

勤務先電話番号など 電話 () FAX () E-mail

保有資格等 [1.~10.に○] (該当する種・級・ 区分・部門にも○)	1. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)登録冷媒回収技術者 [登録番号(6ケタ数字記入) : _____]	9. 知見を有する者(ア~オに○)
	2. フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者	
	3. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 1種 ・ 2種 ・ 3種	
	4. 冷凍空調調和機器施工技能士 1級 ・ 2級	
	5. 冷凍空調技士 1種 ・ 2種	
	6. 冷凍空調施設工事保安管理者 A区分 ・ B区分 ・ C区分	
	7. 技術士 機械部門 ・ 衛生工学部門	
	8. 自動車電気装置整備士	
	ア 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)	
	イ 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者	
	ウ 高圧ガス製造保安責任者(甲種・乙種・丙種化学又は機械)	
	エ 冷凍保安責任者(冷凍機械1種・2種・3種)試験合格者	
	オ 冷凍空調技士(1種・2種)試験合格者	
	10. 上記1~9の資格の保有なし(無資格)	

ホームページへの技術者名簿の掲載を希望しない。※
 ホームページへの技術者名簿の掲載を希望しない場合は□にチェックを入れる。
 公表内容は技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県市区町村名、有効期限です。

注) 関係書類は、裏面に記載してあります。必ず添付して下さい。

※これより下は事務局処理欄

受講番号

講習会番号

受付

※当該申請書に記載された事項は、第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習修了者の管理やホームページへの技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名等を公表、その他更新関係の通知や情報提供等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

様式10(裏)

この願書には、下記の書類を添付して下さい。

- 1)更新申請書(本紙)様式10
- 2)添付書類1 第二種冷媒フロン類取扱技術者証の写し
- 3)添付書類2 更新申請料の振り込みの控え(写)
- 4)添付書類3 身分を証明するもの

(運転免許証、健康保険証、住民票、パスポートの写しのいずれか1つ)

※氏名・生年月日・現住所が確認できるようにコピーして下さい。

※2)～4)は別のA4用紙に貼付して下さい。3つの書類を同一用紙に貼付しても可。

※写真は、裏面に氏名を楷書で丁寧に記入のうえ貼付して下さい。(撮影後3ヶ月以内のもの)

※2)第二種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合は、更新講習受講証明書を発行しますので、更新講習受講証明申請書(様式12)を同封して下さい。

また、更新申請料に、更新講習受講証明書発送費用の520円を併せてお振込みください。

・有効期限の1年前から有効期限内に受講する者は、

更新申請料16,500+発送費用520=17,020円(税込)

・有効期限の翌日から1年以内に受講する者は、

更新申請料19,800+発送費用520=20,320円(税込)

※技術者証を紛失していて、技術者証番号が分からない方は技術者名簿を確認のうえ、本紙表面の技術者証番号欄に記入して下さい。

技術者名簿：http://www.jreco.or.jp/2shu_shikaku_member.html

様式11(表)

更新

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
受講票

受講者用

第2種
冷媒フロン類
取扱技術者

受講・受験会場	第 回 名古屋会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日		

技術者証番号	2- - -	有効期限	西暦 年 月 日
--------	--------	------	----------

ふりがな	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日生

更新講習修了印

写真貼付欄
(カラー写真)
正面無帽
3か月以内撮影
タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

注) 縦3cm×横2.4cmの無帽・正面・無背景でカラーの顔写真を写真の欄に
貼り付けしてください。(写真は3か月以内に撮影したもの)
また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

撮影年月日
年 月

※更新講習受講の際は、技術者証を持参して下さい。
 ※更新講習修了後、係員が更新講習修了印を押印します。
 ※新しい技術者証が届くまで、受講票は必ず保管して下さい。
 ※遅刻は原則認められません。(やむを得ない理由(本人の責によらない事由)による遅刻は30分まで認めるものとします。)

更新

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
受講票

主催者用

第2種
冷媒フロン類
取扱技術者

受講・受験会場	第 回 名古屋会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日		

技術者証番号	2- - -	有効期限	西暦 年 月 日
--------	--------	------	----------

ふりがな	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日生

写真貼付欄
(カラー写真)
正面無帽
3か月以内撮影
タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

注) 縦3cm×横2.4cmの無帽・正面・無背景でカラーの顔写真を写真の欄に
貼り付けしてください。(写真は3か月以内に撮影したもの)
また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

撮影年月日
年 月

受講票記入要領等

【WEB申請者・書面申請者】

1) 受講票は、当日必ずご持参下さい。当日ご提示されない場合は、受講できません。

【書面申請者】→書面申請者の方は2)～5)もご確認ください。

- 1) 記入は黒か青字で楷書で丁寧に記入して下さい。
- 2) 数字は算用数字を用い、ふりがなはひらがなを用いて下さい。
- 3) 受講者は※印のある欄を除き、全部記入して下さい。
- 4) この受講票は、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、更新申請書(様式10)と一緒に事務局へ送付して下さい。受講番号を記入してご返送します。

更新講習修了者には、新しい第二種冷媒フロン類取扱技術者証を受講日より3か月以内に送付しますが、新技術者証が届くまでの間に、第二種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限が切れる者又は既に有効期限が切れている者に対して、更新講習受講票に、更新講習修了印が押印されていること及び第二種冷媒フロン類取扱技術者証を保有していることで、第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保することとします。ただし、更新講習修了印が押印されていることでの資格の担保は、受講日より3か月とします。
※第二種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合は、本受講票において資格を担保することは出

業務用冷凍空調機器
第二種冷媒フロン類取扱技術者
更新講習受講証明申請書

FAX:03-5733-5312

年 月 日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 殿

技術者証番号		
有効期限	年 月 日	
氏名	印	
自宅住所	〒	
	TEL	FAX
勤務先名		
勤務先住所	〒	
	TEL	FAX

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程第二種運営要領第27条第4項の規定に基づき、紛失により、更新講習受講証明書を申請します。

冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している方のみ提出してください。
コピーを提出される方は申請書、手数料共に必要ありません。